

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 請願・陳情の審査

(2) 陳情第140号 平成31年度における重度障害者医療費助成制度
継続についての陳情

資料1 重度障害者医療費助成制度の概要

参考資料1 重度障害者医療費助成制度：政令市の状況

参考資料2 重度障害者医療費助成制度：県内各市（19市）の状況

参考資料3 神奈川県への要望について

参考資料4 国への要望について

平成31年3月8日

健康福祉局

重度障害者医療費助成制度の概要

1 制度概要

- 【対象者】 ①身体障害者手帳1・2級
 ②療育手帳A1・A2（知能指数35以下）
 ③身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1（知能指数50以下）
 ④精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ）（平成25年10月～）
- 【制度内容】 対象者に医療証を交付し、原則、窓口負担のない現物給付方式により保険医療費の自己負担分を助成

2 本市の実施状況

年度	対象者数 (人)	決算額 (千円)	県補助金 (千円)
		(扶助費+審査支払手数料)	
平成20年度	16,429	2,386,974	760,951
平成21年度	16,744	2,660,468	733,385
平成22年度	16,973	2,610,508	640,575
平成23年度	17,280	2,637,080	574,015
平成24年度	17,620	2,697,352	539,141
平成25年度	18,260	2,719,159	541,599
平成26年度	18,526	2,801,951	540,720
平成27年度	18,752	2,833,199	511,771
平成28年度	19,060	2,888,048	564,641
平成29年度	19,184	3,013,180	600,035
平成30年度	19,265	3,033,781	585,130

※平成30年度は、12月末時点の対象者数及び予算額。

3 県制度の経過

(1) 補助率の推移

年度	補助率
昭和48年度	100% (事業開始)
昭和60年度	95%
平成7年度	90%
平成8年度	85%
平成10年度	77.5%
平成11年度	70%

年度	補助率
平成12年度	60.0%
平成13年度	52.5%
平成14年度	45%
平成15年度	37.5%
平成16年度以降	1/3 (一般市は1/2)

※平成30年12月11日市長から県へ格差是正について要望書を手交

(2) 県の制度見直しの内容

県は、医療保険制度の見直しや対象者の増加により事業費が年々大きく増加する中で、財政状況が厳しいことから、安定的な事業運営の継続を図るため、平成20年10月から対象者の見直しと一部負担金の導入、平成21年10月からは所得制限の導入を行った。一方、3障害一元化や精神障害者の地域生活支援の観点から、平成24年4月から精神障害者に対象を拡大した。

実施年月	項目	内容	本市の状況
平成20年10月	対象者の見直し	65歳以上の新規対象者を制度の対象外とする	制度の対象としている
	一部負担金の導入	通院1回200円、入院1日100円(調剤を除く)	適用していない
平成21年10月	所得制限の導入	特別障害者手当における本人の所得限度額を準用	適用していない
平成24年4月	精神障害者対象化	精神障害者1級を新たに対象化(入院医療費を除く)	県と同様に実施 (平成25年10月～)

重度障害者医療費助成制度:政令市の状況

(平成31年1月1日現在)

市名	所得制限	年齢制限	一部負担金徴収	精神障害者対象	道府県補助	備考 (その他本市よりも対象が広い部分)
川崎市	なし	なし	なし	1級(入院除く)	補助率:1/3	
札幌市	特別児童扶養手当の扶養義務者の限度額に準拠	なし(※)	医科580円、歯科510円、柔道整復270円(初診時のみ) または医療費の1割(限度額あり)	1級(入院除く)	補助率:1/2	身障3級(内部障害) ※65歳以上は後期高齢者医療被保険者のみ対象とする
仙台市	障害児福祉手当に準拠	基本はなし(※)	市制度対象者については自己負担相当額の1/3		補助率:1/2	身障3級 療育手帳Bかつ障害基礎年金受給特別児童扶養手当1・2級 職視委託 【※上記のうち市制度対象者については、65歳未満を対象とする】
さいたま市	障害児福祉手当に準拠	65歳以上の新規対象者は対象外	なし。ただし、所得制限を超えた場合は、2分の1を負担。	1級 (精神病床への入院除く)	補助率:1/4	身障3級 療育手帳B 65～74歳で一定の障害があり後期高齢の対象となった方
千葉市	特別障害者手当に準拠	65歳以上の新規対象者は対象外	なし。ただし、所得割33,000円以上の場合は、1医療機関あたり1日300円(同一医療機関月5回まで)	1級	定額1億円	身障3級(内部障害) 療育手帳B1のみ
横浜市	なし	なし	なし	1級(入院除く)	補助率:1/3	
相模原市	なし	なし	なし	1・2級	補助率:1/3	
新潟市	障害児福祉手当に準拠	なし	通院1回530円(同一医療機関月4回まで。5回目以降無料) 入院1日1,200円 訪問看護 1回250円	1級	なし	身障3級
静岡市	なし	65歳以上で課税されている場合は入院は助成対象外	1医療機関あたり1月500円	1級	なし	身障3級(内部障害) 特別児童扶養手当1級 重心手当受給者の一部 療育手帳B・身障3級のうち6歳以下 精神手帳2級のうち6歳以下
浜松市	特別障害者手当に準拠(特別児童扶養手当2級及び内部障害以外の身障3級のみ所得制限有)	65歳以上新規重度障害者で課税されている場合は入院は助成対象外	(通院)1医療機関あたり1月500円(薬局は除く) (入院)1日500円(最大月5,000円/月)	1級	なし	身障3級 療育手帳B1 特別児童扶養手当1・2級
名古屋市	特別障害者手当の限度額以下	なし(※)	なし	1・2級	補助率:1/2	身障3級 療育手帳B1 腎臓機能障害4級 進行性筋萎縮症4～6級 自閉症 重度の指定難病患者 ※後期高齢者医療該当者は、福祉給付金支給制度により助成
京都市	特別障害者手当の限度額に準拠	なし(※)	なし		補助率:1/2	※後期高齢者医療該当者は、重度障害者老人健康管理費支給制度により助成
大阪市	障害基礎年金の全部支給停止基準に準拠	なし	1医療機関あたり1日500円(月額上限3000円(合算))	1級 (精神病床への入院除く)	補助率:1/2	身障手帳所持者(等級問わず)かつB1 指定難病患者等
堺市	障害基礎年金の全部支給停止基準に準拠	なし	1医療機関あたり1日500円(月額上限3000円(合算))	1級 (精神病床への入院除く)	補助率:1/2	身障手帳所持者(等級問わず)かつB1 指定難病患者等
神戸市	市民税所得割額23.5万円未満	なし	通院:1医療機関あたり1日600円(月2日まで) 入院:定率1割負担(月額2,400円上限) ※入・通院について、低所得者、高校生以下はさらに軽減。なお、重症心身障害児(者)は負担なし。	1級 (精神疾患の医療に係る医療費を除く)	補助率:1/2	身障3級(内部障害)
岡山市	老齢福祉年金に準拠	なし	医療費の1割(所得に応じた限度額あり)		なし	身障3級
広島市	老齢福祉年金に準拠	なし	なし		補助率:40%	身障3級 療育手帳B1 手帳所持者(精神除く)で年金1級
北九州市	特別児童扶養手当に準拠	なし(※)	訪問看護のみ1割(月8,000円が上限)	1級 (精神病床への入院除く)	補助率:1/2 (精神障害者のみ)	※65歳以上は後期高齢者医療制度加入者のみ対象
福岡市	特別障害者手当に準拠	なし(※)	なし	1級 (精神病床への入院除く)	補助率:1/2 (精神障害者のみ)	※65歳以上は後期高齢者医療制度加入者のみ対象。
熊本市	障害児福祉手当に準拠(ただし20歳未満は所得制限なし)	なし(※)	身障2級、知的A2、精神1級連続入院15年未満については自己負担相当額の1/3(ただし20歳以上)	1級	補助率:1/3	障害児福祉手当受給相当者 ※3歳以上
計	有:16か所	有:4か所	有:13か所	有:16所	有:16か所	

重度障害者医療費助成制度：県内各市（19市）の状況

（平成31年1月1日現在）

	所得制限	年齢制限	一部負担金 徴収	精神障害者 対象	備考 (その他川崎市よりも対象が広い部分)
県 基 準	特別障害者 手当に準拠 (H21.10～)	65歳以上 新規対象外 (H20.10～)	入院：1日100円 通院：1回200円 (H20.10～)	1級(入院除く) (H24.4～)	
川 崎 市	×	×	×	○ (H25.10～)	
横 浜 市	×	×	×	○ (H25.10～)	
相 模 原 市	×	×	×	1・2級 (H16.10～)	
横 須 賀 市	×	○ (H26.10～)	×	○ (H25.10～)	
平 塚 市	×	×	×	1級 (H21.1～)	身体3級、4級かつIQ50以下又、IQ40以下
鎌 倉 市	○※ (H27.12～)	○ (H25.10～)	×	1・2級 (H7.10～)	身体3級、4級の一部、療育B1 障害基礎年金1・2級対象 ※所得制限で、市単分は配偶者・親子も含めた計算
藤 沢 市	×	×	×	1・2級 (H14.10～)	身体3級、知的B1、65歳以上身体4級の一部、ねたきり
小 田 原 市	×	×	×	○ (H25.1～)	
茅 ヶ 崎 市	×	○ (H31.1～)	×	1級 (H14.10～)	
逗 子 市	×	○ (H27.10～)	×	○ (H24.10～)	
三 浦 市	×	○ (H26.10～)	×	○ (H26.10～)	
秦 野 市	○ (H24.8～)	○ (H24.4～)	×	1級 (H24.4～)	筋ジストロフィー
厚 木 市	○ (H21.10～)	○※ (H21.10～)	×	1級 (H21.10～)	身体3級、知的B1 ※年齢制限で、65歳到達以前に身障手帳取得、IQ75以下と判定、精神保健福祉手帳取得のいずれかに認定されている者は助成対象
大 和 市	○ (H25.10～)	○ (H25.1～)	×	○ (H25.1～)	
伊 勢 原 市	○ (H27.10～)	○ (H27.4～)	×	○ (H27.4～)	
海 老 名 市	×	○ (H25.4～)	×	1・2級 (H15.4～)	身体3級、知的B
座 間 市	×	○ (H25.4～)	×※	1・2級※ (2級は精神通院のみ)	※身体3級及びB1は一部負担 ※H24.10～精神1級保険診療全部。
南 足 柄 市	○ (H26.10～)	×	×	○ (H24.10～)	
綾 瀬 市	×	○ (H23.7～)	×	1級 (H23.7～)	
計	○：6か所	○：12か所	○：0か所	○：9か所	

＜凡例＞ 「○」県基準と同様、「×」実施していない(市町村が負担)

神奈川県への要望について

県単独補助事業における補助基準の格差是正等について

■ 要望事項

1 補助率等の取扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性や事業開始の経緯を勘案の上、補助率を復元するなど、早急に格差是正に取り組むこと。

2 県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うこと。

【県単独補助事業における補助金の格差】

名称	格差の内容
ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金	【補助率】 指定都市 1 / 3 一般市 1 / 2
小児医療費助成事業補助金	【補助率】 指定都市 1 / 4 一般市 1 / 3
重度障害者医療費給付補助事業補助金	【補助率】 指定都市 1 / 3 一般市 1 / 2
外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金	【補助率】 指定都市 対象外 一般市 1 / 2

(川崎市「平成31年度 県の予算編成に対する要望書」より)

国への要望について

心身障害者に対する医療費の公費負担制度の統合について

・心身障害者にとって、医療費は生活の中で大きな負担となっていることから、各自治体では、その経済的負担の軽減を図るため、それぞれ独自の方式で医療費の公費負担を実施しており、結果として居住する地域によって受けるサービスに差異が生じている。

・また、心身障害者を対象とする公費負担制度が多くあることから、複数の制度に該当する心身障害者の方の混乱を招き、利便性等の面から自治体の制度のみを利用してしまうなどの問題もある。

・本来、国民の生命と健康を守る制度は、全国一律に実施されるべきものであり、現在自治体を実施している公費負担制度と国が実施している公費負担制度を統合し、国の責任において、心身障害者の医療費にかかる新たな公費負担制度を創設するよう要望する。

また、地方が独自に子どもの医療費助成をすると国保の公費が減らされる調整措置について、平成30年度から未就学児への助成は減額調整措置の対象としないこととなったところであるが、同様の減額調整措置は障害者に対する自治体独自の医療制度についても取られており、自治体にとって大きな財政負担となっている。国においては、障害者に関する減額調整措置についても、廃止するよう要望する。

(二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議「平成30年度 障害者福祉施策に関する要望書」

(平成30年7月)より)